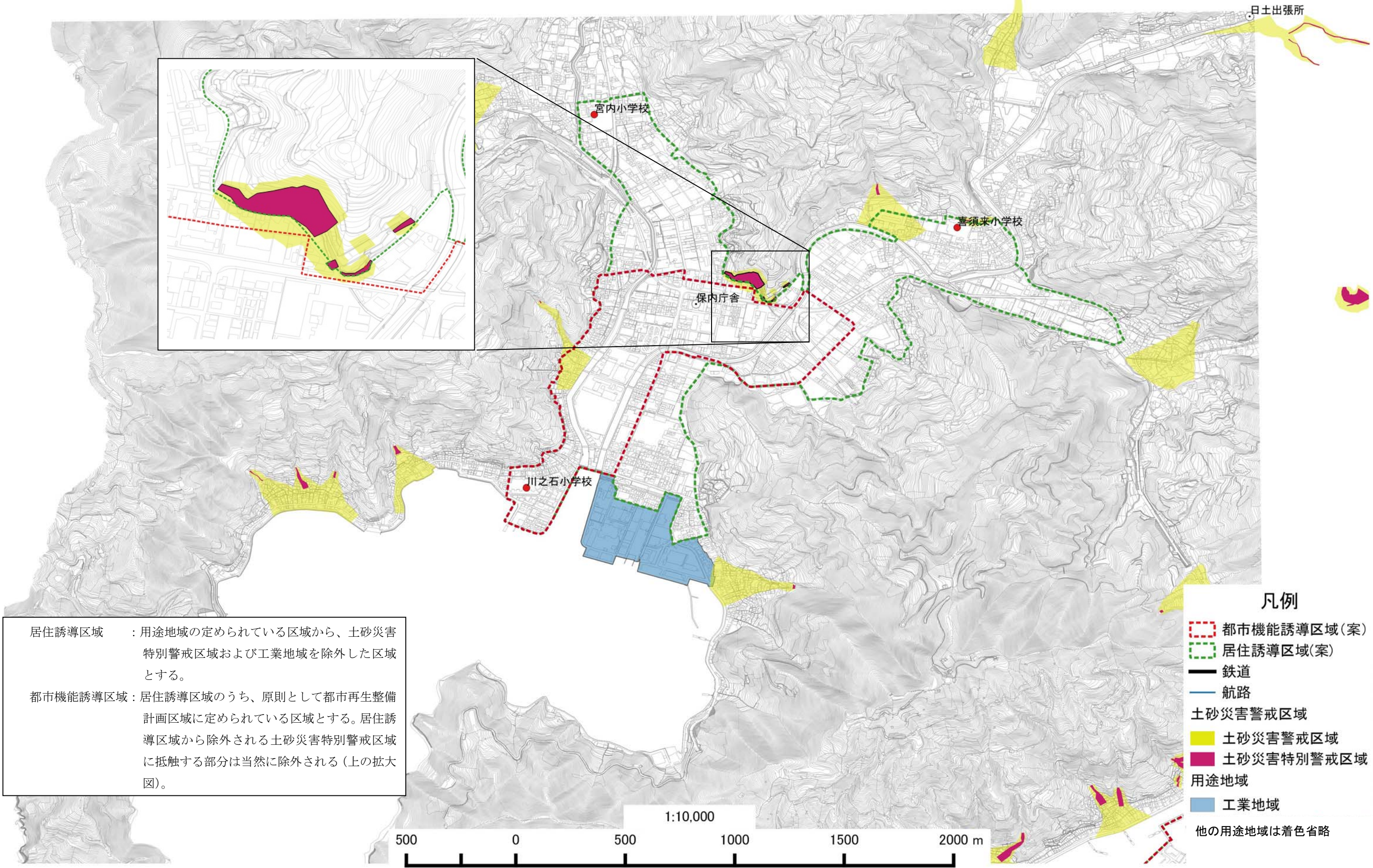


図 5-4 誘導区域の設定案《都市中心》



居住誘導区域 : 用途地域の定められている区域から、土砂災害特別警戒区域および工業地域を除外した区域とする。

都市機能誘導区域 : 居住誘導区域のうち、原則として都市再生整備計画区域に定められている区域とする。居住誘導区域から除外される土砂災害特別警戒区域に抵触する部分は当然に除外される(上の拡大図)。

- 凡例
- 都市機能誘導区域(案)
 - 居住誘導区域(案)
 - 鉄道
 - 航路
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 用途地域
 - 工業地域
 - 他の用途地域は着色省略

図 5-5 誘導区域の設定案《副中心》